

令和4（2022）年1月31日開催

令和3年度

柏崎市農業委員会第20回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第20回総会 議事録

- 1 日 時 令和4（2022）年1月31日（月）
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

霜田事務局長

これより第20回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定によりまして、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

霜田事務局長

委員数は19人であります。欠席委員は2人、現在の出席委員は17人で、過半数であることを御報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席数は23人であります。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、3 番 鈴木 義雄委員、18 番 阿部 隆一委員の 2 人を指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」の申請番号 1 の案件が、農業委員 ○○ ○
○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について御
説明申し上げます。

申請番号 1 加納地内、田、29 筆、計 6,459.61 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○
円及び○○○円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、それぞれ地区担当
の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、山崎事務局長代理が現地調査を行いました。
地区担当委員による降雪前の現地の把握情報に加え、事務局にある航空写真を基に判断
をいたしました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号ま
でに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定すること
に御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の案件の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました

〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号１の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第１号 申請番号２の案件が、農地利用最適化推進委員 〇〇 〇〇委員に関する案件でありますので、〇〇推進委員の退席を求めます。

－ 〇〇推進委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

議第１号 申請番号２について御説明いたします。

申請番号２ 北条地内、田、376 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の１ページを御覧ください。案件である申請番号２について、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、山崎事務局長代理が現地調査を行いました。

地区担当委員による降雪前の現地の情報に加え、事務局にある航空写真で判断をいたしました。

審査の結果、農地法第３条第２項各号に規定する「不許可例示条項」第１号から第７号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第１号 申請番号２の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第１号 申請番号２の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇推進委

員の入室を求めます。

－ ○○推進委員入室 －

議長

○○推進委員に退席を求めましたが、申請番号２の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、申請番号３及び４の案件の審議を行います。事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

申請番号３及び申請番号４について御説明いたします。

申請番号３ 西山町妙法寺地内、畑、115 ㎡。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

申請番号４ 下方地内、田、５筆、計 3,498 ㎡。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円及び○○○円です。

審査結果の１ページを御覧ください。案件である申請番号３及び４について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、山崎事務局長代理が現地調査を行いました。

地区担当委員による降雪前の現地の情報に加え、事務局にある航空写真で判断をいたしました。

審査の結果、農地法第３条第２項各号に規定する「不許可例示条項」第１号から第７号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第１号の申請番号３及び４の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第１号の申請番号３及び４の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 鯨波地内、14 筆、田、計 2,899.55 m²。資材置場。第 2 種でございます。

申請地は、平成 23 年頃から埋め立てが行われ、平成 25 年頃から資材置場として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 山本地内、21 筆、畑、計 14,199 m²。砂採取。第 2 種でございます。

申請内容につきましては、一時転用期間の終期を、令和 4 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日に延長するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

す。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 松波二丁目地内、5 筆、畑、計 369.31 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することについて御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）（県営経営体育成基盤整備事業 中鯖石南部地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（5 筆）、1,250.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 4(2022)年 2 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は次ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

はい、事務局でございます。議案書 7 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）。2、権利の種類 所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払い時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払い方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（8 筆）4,367.00 m²、畑（1 筆）66.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 4(2022)年 2 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は次ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号について事務局の提案とおりと決定いたします。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

（その他連絡事項）

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後 2 時 25 分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____